

## 主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月からはB所在の会社C支社（以下「事業場」という。）に配置転換となり、D営業課長として就労していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、事業場の取引先であるE会社が主催した新年会に出席し、短時間に酒を飲み過ぎ、酩酊状態となったため、上司等が被災者の自宅マンションまで車で送り届けたものの、既に息をしておらず、救急車で病院に搬送されたが、搬送先のF病院において死亡が確認された。死体検案書によると、直接死因：「急性アルコール中毒」、死因の種類：「中毒」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に対し遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

### 第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人は、被災者は重要な取引先であるE会社の新年会に参加し、その立場上必要な行為として飲酒をしたことにより、急性アルコール中毒を発症し、その結果、死亡するに至ったものであり、同行為には業務遂行性及び業務起因性がある旨を主張している。そこで、検討すると、以下のとおりである。

(2) まず、E会社の新年会への出席については、会社の業務である恒例の新年の挨拶周りの一環であり、賃金も支払われており、また、将来の業務を円滑に行うことを目的として行程表により指示されたものであることなどの事情からみて、業務遂行性が認められることに異論の余地はないものと判断する。この点、審査官は、被災者が過度の飲酒に至った時点において、もはや飲酒酩酊のため業務遂行不能の状態に陥っていたと言わざるを得ず、業務遂行性は認められない旨判断しているが、同新年会への出席が飲酒を伴うものであることは関係者の間で周知のことであったという事情に鑑みると、被災者が飲酒したこと自体については業務遂行性が認められるべきものであり、それが過度なものであったか否かの判断は、業務上必要な行為として認められるべき範囲にあったか否か、すなわち、当該行為に業務起因性があるといえるか否かの問題と考えることが相当である。

そこで、被災者が、酩酊に至るまで飲酒した状況について検討すると、被災者は、新任の課長として気合を入れなければならないという責任を感じ、重要

な取引先であるE会社の関係者に対して存在感を示し、良いところを見せたいと感じていた可能性が高く、そのため、勧められるままに飲酒に応じていたものと推認される。

さらに、被災者は、新年会に参加して名刺交換等をした後、30分程度、業務により中座し、そのことで上司より注意を受けたため、中座したことを引け目に感じ、より一層、飲酒を断ることが困難な状況に陥ったものと考えられる。

この点、被災者は、前任者より、E会社の新年会に参加するに当たり、例年の飲酒の状況について「ちょっと気を付けた方が良いでしょう」とアドバイスを受けていたことや、被災者自身が過去に飲酒を伴う新年会への参加経験を有していたこと等に鑑みると、自分自身の飲酒量の限界について、ある程度認識することは可能であったとも考えられるが、それらの事情のみから、直ちに、被災者が自らの嗜好に基づき、アルコールの危険に身を委ねたと評価することは妥当とは思われない。

(3) 当審査会としては、本件災害発生時の状況下においては、被災者が、飲酒を断ることは相当程度に困難であったと判断できるものであり、一定の警鐘が行なわれていたにもかかわらず、自重することなく過飲に至ったことについては、被災者に全く非がなかったとは言えないものの、上記被災者が置かれた事情を勘案すると、過飲による急性アルコール中毒の発症について、業務に起因するものであることを否定することはできないものであると判断する。

(4) したがって、過飲による急性アルコール中毒を原因とする被災者の死亡は、業務上の事由によるものと認めることが相当である。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。